

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う金融庁関係政令の整備等に関する政令案新旧対照条文

目次

一	信用金庫法施行令（昭和四十三年政令第四百四十二号）	1
二	銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号）	5
三	協同組合による金融事業に関する法律施行令（昭和五十七年政令第四十四号）	9
四	労働金庫法施行令（昭和五十七年政令第四十六号）	13

改正案

現行

<p>読み替える銀行法の規定</p>	<p>読み替えられる字句</p>	<p>読み替える字句</p>
<p>（休日） 第十二条（略） 2（略） 3 金庫は、前項第二号又は第三号に掲げる日とその事務所の休日とするときは、その旨を当該事務所の店頭に掲示するとともに、内閣府令で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（準用銀行法第十六条第二項に規定する自動公衆送信をいう。第十三条の三第三項において同じ。）により公衆の閲覧に供しなければならない。 （銀行法を準用する場合の読替え） 第十三条（略） 2 法第八十九条第三項において銀行法の規定を準用する場合において、同法（第五十二条の四十を除く。）の規定中「営業所」とあるのは、「事務所」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>	<p>（休日） 第十二条（略） 2（略） 3 金庫は、前項第二号又は第三号に掲げる日とその事務所の休日とするときは、その旨を当該事務所の店頭に掲示しなければならない。</p>	<p>（休日） 第十二条（略） 2（略） 3 金庫は、前項第二号又は第三号に掲げる日とその事務所の休日とするときは、その旨を当該事務所の店頭に掲示しなければならない。</p>
<p>（休日） 第十二条（略） 2（略） 3 金庫は、前項第二号又は第三号に掲げる日とその事務所の休日とするときは、その旨を当該事務所の店頭に掲示しなければならない。</p>	<p>（休日） 第十二条（略） 2（略） 3 金庫は、前項第二号又は第三号に掲げる日とその事務所の休日とするときは、その旨を当該事務所の店頭に掲示しなければならない。</p>	<p>（休日） 第十二条（略） 2（略） 3 金庫は、前項第二号又は第三号に掲げる日とその事務所の休日とするときは、その旨を当該事務所の店頭に掲示しなければならない。</p>

(略)	(略)	(略)
第五十二條の四十 第一項	(略)	(略)
第五十二條の四十 第二項	商号若しくは名 称又は氏名、許 可番号、所属銀 行の商号	名称、所属外国銀行 の名称又は商号、主 たる営業所が所在す る国
(略)	(略)	(略)

3 法第八十九条第五項において銀行法の規定を準用する場合に  
 おいては、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲  
 げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるも  
 のとする。

読み替える銀行法 の規定	読み替えられる 字句	読み替える字句
第五十二條の三十 七第一項第四号	(略)	(略)
第五十二條の四十 第二項	の商号	の名称

(略)	(略)	(略)
第五十二條の四十	(略)	(略)
(新設)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

3 法第八十九条第五項において銀行法の規定を準用する場合に  
 おいては、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲  
 げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるも  
 のとする。

読み替える銀行法 の規定	読み替えられる 字句	読み替える字句
第五十二條の三十 七第一項第四号、 第五十二條の四十 四第一項第一号	(略)	(略)
(新設)		

第五十二条の四十 四第一項第一号	商号	名称
(略)	(略)	(略)
<p>4 法第八十九条第五項において準用する銀行法第五十二条の六十の二第二項の規定により銀行法の規定を適用する場合においては、同法の規定中「銀行」とあるのは「金庫」と、「所属銀行」とあるのは「所属信用金庫」と、「銀行代理業」とあるのは「信用金庫代理業」と、「銀行代理業者」とあるのは「信用金庫代理業者」と、「第二条第十四項各号」とあるのは「信用金庫法第八十五条の二第二項各号」と、「銀行代理行為」とあるのは「信用金庫代理行為」と、「特定銀行代理業者」とあるのは「特定信用金庫代理業者」と、「特定銀行代理行為」とあるのは「特定信用金庫代理行為」と、「銀行代理業再受託者」とあるのは「信用金庫代理業再受託者」と、「銀行代理業再委託者」とあるのは「信用金庫代理業再委託者」とするほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>		
読み替える銀行法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句

(新設)	(略)	(略)
<p>4 法第八十九条第五項において準用する銀行法第五十二条の六十の二第二項の規定により法第八十九条第一項又は第五項において準用する銀行法（以下この項において「準用銀行法」という。）の規定を適用する場合には、準用銀行法の規定中「銀行」とあるのは「金庫」と、「所属銀行」とあるのは「所属信用金庫」と、「銀行代理業」とあるのは「信用金庫代理業」と、「銀行代理業者」とあるのは「信用金庫代理業者」と、「第二条第十四項各号」とあるのは「信用金庫法第八十五条の二第二項各号」と、「銀行代理行為」とあるのは「信用金庫代理行為」と、「特定銀行代理業者」とあるのは「特定信用金庫代理業者」と、「特定銀行代理行為」とあるのは「特定信用金庫代理業再受託者」と、「銀行代理業再委託者」とあるのは「信用金庫代理業再受託者」と、「銀行代理業再委託者」とあるのは「信用金庫代理業再委託者」とするほか、次の表の上欄に掲げる準用銀行法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>		
読み替える準用銀行法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句

第二十四条第二項	(略)	次項並びに次条第二項及び第五項
第五十二条の第四十二項	商号若しくは名称又は氏名、許可番号	商号又は名称
(略)	の商号	の名称

5  
5  
7 (略)

(特定信用金庫代理業者の休日)

第十三条の三 (略)

2 (略)

3 特定信用金庫代理業者は、前項第二号に定める日とその営業所等の休日とするときは、その旨を当該営業所等の店頭に掲示するとともに、その事業の規模が著しく小さい場合その他の内閣府令で定める場合を除き、内閣府令で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければならない。

第二十四条第二項	(略)	次項、次条第二項及び第五項
(新設)		
(略)	(略)	(略)

5  
5  
7 (略)

(特定信用金庫代理業者の休日)

第十三条の三 (略)

2 (略)

3 特定信用金庫代理業者は、前項第二号に定める日とその営業所等の休日とするときは、その旨を当該営業所等の店頭に掲示しなければならない。

改正案	現行
<p>（親金融機関等及び子金融機関等の範囲）            第四条の二の二（略）</p> <p>2 法第十三条の三の二第二項に規定する政令で定める金融業を行う者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 長期信用銀行（長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第二条に規定する長期信用銀行をいう。第十二条の三第二項第一号及び第十六条の八第一項第一号において同じ。）</p> <p>二 十二（略）</p> <p>3 （略）</p> <p>4 法第十三条の三の二第三項に規定する政令で定める金融業を行う者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 第十六条の八第一項各号に掲げる者</p> <p>（休日）</p> <p>第五条（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 銀行は、前項第二号又は第三号に掲げる日とその営業所の休</p>	<p>（親金融機関等及び子金融機関等の範囲）            第四条の二の二（略）</p> <p>2 法第十三条の三の二第二項に規定する政令で定める金融業を行う者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 長期信用銀行（長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第二条に規定する長期信用銀行をいう。第十二条の三第二項第一号及び第十六条の八第一号において同じ。）</p> <p>二 十二（略）</p> <p>3 （略）</p> <p>4 法第十三条の三の二第三項に規定する政令で定める金融業を行う者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 第十六条の八各号に掲げる者</p> <p>（休日）</p> <p>第五条（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 銀行は、前項第二号又は第三号に掲げる日とその営業所の休</p>

日とするときは、その旨を当該営業所の店頭に掲示するとともに、内閣府令で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（法第十六条第二項に規定する自動公衆送信をいう。第十六条の七第三項において同じ。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

（親金融機関等及び子金融機関等の範囲）

第十二条の三（略）

2・3（略）

4 第九条の規定により読み替えられた法第十三条の三の二第三項に規定する政令で定める金融業を行う者は、次に掲げる者とする。

一（略）

二 第十六条の八第一項各号に掲げる者

（外国銀行代理銀行に関する読替え）

第十四条の八 法第五十二条の二の十の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第五十二条の四十	定	読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句	営業所又は事務	営業所
----------	---	-----------	-----------	---------	---------	-----

日とするときは、その旨を当該営業所の店頭に掲示しなければならない。

（親金融機関等及び子金融機関等の範囲）

第十二条の三（略）

2・3（略）

4 第九条の規定により読み替えられた法第十三条の三の二第三項に規定する政令で定める金融業を行う者は、次に掲げる者とする。

一（略）

二 第十六条の八各号に掲げる者

（外国銀行代理銀行に関する読替え）

第十四条の八 法第五十二条の二の十の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

(新設)	定	読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句

第一項	所	商号、認可番号又は
第五十二条の四十 第二項	商号若しくは名 称又は氏名、許 可番号、所属銀 行の商号	第五十二条の二第三 項の規定による届出 をして外国銀行代理 業務を営む者である 旨、所属外国銀行の 名称又は商号、主た る営業所が所在する 国
(略)	(略)	(略)

(特定銀行代理業者の休日)

第十六条の七 (略)

2 (略)

3 特定銀行代理業者は、前項第二号に定める日とその営業所等の休日とするときは、その旨を当該営業所等の店頭に掲示するとともに、その事業の規模が著しく小さい場合その他の内閣府令で定める場合を除き、内閣府令で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しななければならない。

(新設)	
(略)	(略)
(略)	(略)

(特定銀行代理業者の休日)

第十六条の七 (略)

2 (略)

3 特定銀行代理業者は、前項第二号に定める日とその営業所等の休日とするときは、その旨を当該営業所等の店頭に掲示しななければならない。



（銀行代理業の許可を要しない銀行等の範囲等）  
 第十六条の八（略）

2| 法第五十二条の六十の二第二項の規定による技術的読替は、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第五十二条の四十二項	商号若しくは名称又は氏名、許可番号	商号又は名称

（銀行代理業の許可を要しない銀行等の範囲）  
 第十六条の八（略）  
 （新設）

改 正 案		現 行	
<p>(休日)</p> <p>第四条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 信用協同組合等は、前項第二号又は第三号に掲げる日をその事務所の休日とするときは、その旨を当該事務所の店頭に掲示するとともに、その事業の規模が著しく小さい場合その他の内閣府令で定める場合を除き、内閣府令で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（準用銀行法第十六条第二項に規定する自動公衆送信をいう。第五条の六第三項において同じ。）により公衆の閲覧に供しなければならない。</p> <p>（信用協同組合代理業者等についての銀行法の読替え）</p> <p>第五条の五 法第六条の四の二第一項において銀行法の規定を準用する場合には、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>			
<p>読み替える銀行法の規定</p> <p>第五十二条の三十 (略)</p>	<p>読み替えられる字句</p> <p>(略)</p>	<p>読み替える字句</p> <p>(略)</p>	<p>読み替える字句</p> <p>(略)</p>
<p>(休日)</p> <p>第四条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 信用協同組合等は、前項第二号又は第三号に掲げる日をその事務所の休日とするときは、その旨を当該事務所の店頭に掲示しなければならない。</p> <p>（信用協同組合代理業者等についての銀行法の読替え）</p> <p>第五条の五 法第六条の四の二第一項において銀行法の規定を準用する場合には、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>			
<p>読み替える銀行法の規定</p> <p>第五十二条の三十 (略)</p>	<p>読み替えられる字句</p> <p>(略)</p>	<p>読み替える字句</p> <p>(略)</p>	<p>読み替える字句</p> <p>(略)</p>

七第一項第四号		
第五十二条の四十 第二項	の商号	の名称
第五十二条の四十 四第一項第一号	商号	名称
(略)	(略)	(略)

2 法第六条の四の二第一項において準用する銀行法第五十二条の六十の二第二項の規定により銀行法の規定を適用する場合には、同法の規定中「銀行」とあるのは「信用協同組合等」と、「所属銀行」とあるのは「所属信用協同組合」と、「銀行代理業者」とあるのは「信用協同組合代理業者」と、「銀行代理業」とあるのは「信用協同組合代理業」と、「第二条第十四項各号」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第二項各号」と、「銀行代理行為」とあるのは「信用協同組合代理行為」と、「特定銀行代理業者」とあるのは「特定信用協同組合代理業者」と、「特定銀行代理行為」とあるのは「特定信用協同組合代理行為」と、「銀行代理業再委託者」とあるのは「信用協同組合代理業再委託者」とする

七第一項第四号及び 第五十二条の四 十四第一項第一号		
(新設)		
(新設)		
(略)	(略)	(略)

2 法第六条の四の二第一項において準用する銀行法第五十二条の六十の二第二項の規定により同法の規定を適用する場合には、同法の規定中「銀行」とあるのは「信用協同組合等」と、「所属銀行」とあるのは「所属信用協同組合」と、「銀行代理業者」とあるのは「信用協同組合代理業者」と、「銀行代理業」とあるのは「信用協同組合代理業」と、「第二条第十四項各号」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第二項各号」と、「銀行代理行為」とあるのは「信用協同組合代理行為」と、「特定銀行代理業者」とあるのは「特定信用協同組合代理業者」と、「特定銀行代理行為」とあるのは「特定信用協同組合代理行為」と、「銀行代理業再委託者」とあるのは「信用協同組合代理業再委託者」とする

るほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替える銀行法の規定	第二十四条第二項	(略)	次項並びに次条第二項及び第五項
	第五十二条の第四十二項	商号若しくは名称又は氏名、許可番号	商号又は名称
(略)	(略)	(略)	(略)

(特定信用協同組合代理業者の休日)

第五条の六 (略)

2 (略)

3 特定信用協同組合代理業者は、前項第二号に定める日をその営業所等の休日とするときは、その旨を当該営業所等の店頭に掲示するとともに、その事業の規模が著しく小さい場合その他の内閣府令で定める場合を除き、内閣府令で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければならない。

ほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

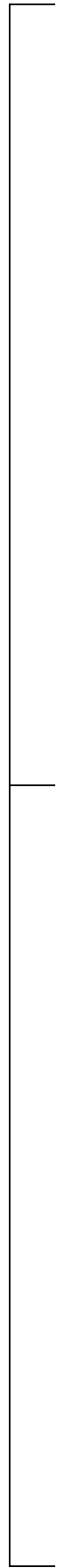
読み替える銀行法の規定	第二十四条第二項	(略)	次項、次条第二項及び第五項
	(新設)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

(特定信用協同組合代理業者の休日)

第五条の六 (略)

2 (略)

3 特定信用協同組合代理業者は、前項第二号に定める日をその営業所等の休日とするときは、その旨を当該営業所等の店頭に掲示しなければならない。



四 労働金庫法施行令（昭和五十七年政令第四十六号）

改正案

現行

		<p>(休日)</p> <p>第六条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 金庫は、前項第二号に掲げる日をその事務所の休日とするときは、その旨を当該事務所の店頭に掲示するとともに、内閣府令・厚生労働省令で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（準用銀行法第十六条第二項に規定する自動公衆送信をいう。第七条の二第三項において同じ。）により公衆の閲覧に供しなければならない。</p> <p>(銀行法を準用する場合の読替え)</p> <p>第七条 (略)</p> <p>2 法第九十四条第三項において銀行法の規定を準用する場合においては、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>	
読み替える銀行法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句	
第五十二条の三十	(略)	(略)	
		<p>(休日)</p> <p>第六条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 金庫は、前項第二号に掲げる日をその事務所の休日とするときは、その旨を当該事務所の店頭に掲示しなければならない。</p> <p>(銀行法を準用する場合の読替え)</p> <p>第七条 (略)</p> <p>2 法第九十四条第三項において銀行法の規定を準用する場合においては、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>	
読み替える銀行法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句	
第五十二条の三十	(略)	(略)	

	七第一項第四号		
	第五十二条の四十 第二項	の商号	の名称
第五十二条の四十 四第一項第一号	商号	名称	
(略)	(略)	(略)	(略)

3 法第九十四条第三項において準用する銀行法第五十二条の六十の二第二項の規定により銀行法の規定を適用する場合においては、同法の規定中「銀行」とあるのは「金庫」と、「所属銀行」とあるのは「所属労働金庫」と、「銀行代理業者」とあるのは「労働金庫代理業者」と、「内閣府令」とあるのは「内閣府令・厚生労働省令」と、「内閣総理大臣」とあるのは「内閣総理大臣及び厚生労働大臣」と、「銀行代理業」とあるのは「労働金庫代理業」と、「第二条第十四項各号」とあるのは「労働金庫法第八十九条の三第二項各号」と、「銀行代理行為」とあるのは「労働金庫代理行為」と、「特定銀行代理業者」とあるのは「特定労働金庫代理業者」と、「特定銀行代理行為」とあるのは「特定労働金庫代理行為」と、「銀行代理業再委託者」とあるのは「労働金庫代理業再委託者」と、「銀行代理業再

	七第一項第四号及び 第五十二条の四 十四第一項第一号		
	(新設)		
(新設)			
(略)	(略)	(略)	(略)

3 法第九十四条第三項において準用する銀行法第五十二条の六十の二第二項の規定により法第九十四条第一項又は第三項において準用する銀行法（以下この項において「準用銀行法」という。）の規定を適用する場合には、準用銀行法の規定中「銀行」とあるのは「金庫」と、「所属銀行」とあるのは「所属労働金庫」と、「銀行代理業者」とあるのは「労働金庫代理業者」と、「内閣府令」とあるのは「内閣府令・厚生労働省令」と、「内閣総理大臣」とあるのは「内閣総理大臣及び厚生労働大臣」と、「銀行代理業」とあるのは「労働金庫代理業」と、「第二条第十四項各号」とあるのは「労働金庫法第八十九条の三第二項各号」と、「銀行代理行為」とあるのは「労働金庫代理行為」と、「特定銀行代理業者」とあるのは「特定労働金庫代理業者」と、「特定銀行代理行為」とあるのは「特定労働

受託者」とあるのは「労働金庫代理業再受託者」とするほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替える銀行法の規定	第二十四条第二項	読み替えられる字句	(略)	読み替える字句	次項並びに次条第二項及び第五項
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第五十二条の四十二項	商号若しくは名称又は氏名、許可番号	商号又は名称	の商号	の名称	

4・5 (略)

(特定労働金庫代理業者の休日)

第七条の二 (略)

2 (略)

金庫代理行為」と、「銀行代理業再委託者」とあるのは「労働金庫代理業再委託者」と、「銀行代理業再受託者」とあるのは「労働金庫代理業再受託者」とするほか、次の表の上欄に掲げる準用銀行法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替える準用銀行法の規定	第二十四条第二項	読み替えられる字句	(略)	読み替える字句	次項、次条第二項及び第五項
(新設)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

4・5 (略)

(特定労働金庫代理業者の休日)

第七条の二 (略)

2 (略)



3 特定労働金庫代理業者は、前項第二号に定める日をその営業所等の休日とするときは、その旨を当該営業所等の店頭に掲示するとともに、その事業の規模が著しく小さい場合その他の内閣府令・厚生労働省令で定める場合を除き、内閣府令・厚生労働省令で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければならない。

3 特定労働金庫代理業者は、前項第二号に定める日をその営業所等の休日とするときは、その旨を当該営業所等の店頭に掲示しなければならない。